理事会議事録謄本

公立大学法人岐阜県立看護大学
令和８年度第１回理事会　議事録

１　開催日時　令和８年６月２９日（月）　９：５５～１１：５１

２　開催場所　公立大学法人岐阜県立看護大学　会議室１

３　理事の定数　６名

４　出席理事の氏名　理事長　松下　光子
　　理　事　梅津　美香
　　理　事　古川　直美
　　理　事　青木　一也
　　理　事　尾藤　米宏
　　理　事　大塚　委利

５　出席監事の氏名　監　事　滝　文謙
　　監　事　渡辺　俊介

６　付議事項
　第１号議案　令和８年度収支補正予算について
　第２号議案　令和７年度決算について
　第３号議案　第３期中期目標期間（見込）業務実績報告書について
　第４号議案　不要財産の県への納付について
　第５号議案　公立大学法人岐阜県立看護大学第３期中期計画の変更について
　第６号議案　公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について
　第７号議案　教員の人事について

７　議事経過の概要及び結果

９時５５分、青木事務局長の司会進行により理事長は開会のあいさつをし、定款第１６条第１項の規定により議長となり、９時５７分、理事会の開会を宣言した。事務局より本日の出席者について、理事現在数６名のうち、出席理事６名で、定款第１６条第３項に定める定足数に達していることを報告した。

議長は、事務局の報告に基づき、本理事会が有効に成立していることを宣言した。

議長は、議事録署名人の選出について、議長一任を諮り、尾藤理事及び梅津理事を指名した。

第１号議案　令和８年度収支補正予算について

議長は、第１号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第１号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第１号議案を可決した。

第２号議案　令和７年度決算ついて

議長は、第２号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第２号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

専門看護師の教育課程及びその入学生について質問があり、博士前期課程において専門看護師の資格が取得できる教育課程を有していること、また、専門看護師の３コース（慢性看護、小児看護、がん看護）の教育課程を履修する者は博士前期課程の学生となることの回答がなされた。

中学生向けプログラムについて、参加者のその後の追跡調査の有無及び周知方法について質問があり、参加者の追跡調査を行う予定は無いこと、今年度から対象校を絞らずに本学 HP 上で参加者を募集する予定であることの回答がなされた。参加する中学生の看護に対する興味・関心を繋ぎ止めておけるような施策等も検討できると良いとの意見が出された。

危機管理に関する講習会等の参加率が低いことについて質問があり、講習会には１年次が対象の各種講習会、消防訓練及び安否確認訓練等が含まれていること、各種講習会の内容が既に高校までで受講したセミナーの内容等と重複していることもあるため、各種講習会の内容や開催時期の見直しを検討することの回答がなされた。また、安否確認訓練についても周知方法や実施時期等を見直したことの回答がなされた。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第２号議案を可決した。

第３号議案　第３期中期目標期間（見込）業務実績報告書について

議長は、第３号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第３号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

令和７年度の保健師国家試験合格率が例年に比べ低いことについて質問があり、卒業生の多くが看護師として就職しているため就職にあまり影響がないものの、本学としても合格率が低下したことは課題として認識しており、卒業時に保健師・看護師双方の資格を取得する意義をガイダンス等で説明をすることの回答がなされた。

自己評価が高い項目は本学の強みと捉えて良いかとの質問があり、自己評価が高い項目は、地域貢献活動など本学が特に注力している取組とも重なっており、本学の強みといえるとの回答がなされた。この評価結果の対外的な周知方法や本学の広報での活用を検討できると良いとの意見が出された。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第３号議案を可決した。

第４号議案　不要財産の県への納付について
第５号議案　公立大学法人岐阜県立看護大学第３期中期計画の変更について
第６号議案　公立大学法人岐阜県立看護大学定款の変更について

議長は、第４号議案、第５号議案及び第６号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第４号議案、第５議案及び第６号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

不要財産は岐阜県への納付ではなく、売却や貸出といった他の選択肢は無いのか質問があり、地方独立行政法人法第 42 条の２において、出資等に係る不要財産は遅滞なく設立団体の長の認可を受けて出資等団体に納付するものとすると定められており、法人が県から出資された不要財産は県に返納する以外に選択肢が無いとの回答がなされた。

当該財産はどのように取得されたのか質問があり、平成 12 年に開学した際に県が取得したものであり、平成 22 年に法人化した際に大学施設とともに当該財産も出資移管されたとの回答がなされた。

議長は、他に質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第４号議案、第５議案及び第６号議案を可決した。

第７号議案　教員の人事について

議長は、第７号議案の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第７号議案を説明した。

議長は、審議に入ることを宣言し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、採決を行ったところ、全会一致で第７号議案を可決した。

第１号報告　令和８年度年度計画について
第２号報告　科学研究費補助金の採択の実績について
第３号報告　令和８年度入学試験結果について
第４号報告　令和７年度の就職状況について
第５号報告　令和７年度国家試験合格状況について
第６号報告　各対策会議の開催について

議長は、第１号報告から第６号報告の説明を求めた。

事務局は、議案書に基づき第１号報告から第６号報告を説明した。

議長は、報告事項に対し、質問、意見等を求めた。

議長は、質疑、意見等がないことを確認し、１１時５１分、理事会の閉会を宣言した。

以上の議事が正確であることを証するため、議長及び議事録署名人は次のとおり署名する。

令和８年７月８日

公立大学法人岐阜県立看護大学令和８年度第１回理事会

議　　長　　理事長　　松下光子

議事録署名人　　理　事　　尾藤米宏

議事録署名人　　理　事　　梅津美香